

# 西会津町農業委員会

## 第12回 西会津町農業委員会総会 議事録

開催期日 令和3年7月20日

西会津町農業委員会

## 第12回 西会津町農業委員会総会議事録

### 1. 期日

令和3年7月20日

### 2. 場所

役場大会議室

### 3. 招集者 西会津町農業委員会会長 江川 新壽

### 4. 出席委員

(農業委員)

1番委員 渡部 定衛 4番委員 岩原 稔 5番委員 矢部 幸彦  
6番委員 江川 政次 7番委員 三留 弘法 8番委員 小原 利道  
9番委員 仲川 久人 10番委員 星 敬介 11番委員 佐藤 正光  
12番委員 江川 新壽

(推進委員)

1番委員 三留 智篤 2番委員 伊藤 一郎 3番委員 杉原 徳夫  
6番委員 長谷川辰男 7番委員 加藤 勝 8番委員 佐藤 武  
9番委員 山口 幸平 11番委員 猪俣 久一

### 5. 欠席委員

(農業委員) 2番委員 佐藤 健一 3番委員 三瓶 常夫

(推進委員) 4番委員 目黒 信一 5番委員 長谷川耕二

10番委員 小野木洋一

### 6. 総会に出席した職員

事務局長 矢部

事務局次長 高津

事務局員 秦

### 7. 開会

午前10時00分

### 8. 閉会

午前11時22分

議長 おはようございます。  
全員揃いましたので、始めさせていただきます。  
連日猛暑日が続きましたので、健康管理に十分注意して頂きたい  
と思います。この後に互助会総会もありますので、よろしくお願  
いしたい  
と思います。

本日の欠席者は2名であります。2番佐藤 健一委員、3番三瓶 常  
夫委員が欠席する旨、伺いましたのでお伝え申し上げます。

議長 これより総会を開会します。  
本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して10名が出席して  
おりますので、会議規則第9条の委員過半数出席により総会は成立し  
ております。  
それでは、これより「第12回西会津町農業委員会総会」を開会しま  
す。本日の総会次第はお手元に配布したとおりであります。

議長 それでは会議録署名委員の指名を行います。  
会議規則第30条の規定により、  
5番 矢部 幸彦 委員  
10番 星 敬介 委員  
をお願いします。

議長 続いて、会議次第3・報告事項に移ります。  
報告第1号「主要業務報告」について、事務局より報告いたしま  
す。

事務局次長 主要業務について報告する。  
以前質問のありました、〇〇町農業委員会が町と一緒に  
なって耕作放棄地を開墾した話ですが、経費がどのくらいか  
かったかを確認  
しましたところ、農業委員会が中心と行ったというよりは対  
象な  
った農地の担当農業委員が中心となって行ったということ  
です。  
町と共同で遊休農地を開墾しまして、経費は県の補助金と  
町の単

費で何百万円使ったそうです。

続きまして、前の質問、利用権設定で人農地プランを介しているかについてですが、農政係に確認したところ、特に人農地プランを介している話は聞いていないそうです。

個人で行ったか、人農地プランを介しているかについては把握できなかったそうです。

議長 ただいま報告のありました「主要業務報告」について、委員各位の質問、意見を求めます。

議長 ないようですので、これで質問を終わります。

議長 続いて、会議次第4・付議事件に移ります。

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局次長 資料を基に説明

議長 事務局の説明が終わりました。続いて現地調査をされた三留智篤推進委員に報告をしていただきます。

三留推進委員 資料に基づいて決議したいと思います。9月8日午前10時から実施しました。別に問題ありませんので、進めてもらいたと思います。以上です。

議長 これより、質疑を行います。

7番委員 これは〇〇さんでご存知なのですが、売買契約の時に会社の謄本などはもらっていなかったのか。

事務局次長 これは〇〇さんが個人で売買するので、会社ではなく、個人同士の契約ということで今回申請がありました。

議長 7番よろしいですか。

7番委員 はい。

議長 他にありませんか。

議長 なければこれで質疑を終わります。これより討論に移ります。  
討論はありませんか。討論なしと認めます。

議長 これで討論を終わります。  
これより議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決します。  
お諮りします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認されました。

議長 以上で本日の付議事件はすべて終了しました。  
続いて、次第4・その他 に移ります。  
(1) 農地転用許可等事務に係る権限移譲について事務局の説明を求めます。

事務局次長 農地転用許可等事務に係る権限移譲について説明

議長 事務局の説明が終わりました。  
事務局長、補足ありますか。

事務局長 皆さんが権限移譲の承諾いただければ、事務を進めていただきたいと思います。この場でお諮りします。

議長 これより質疑を行います。

議長            なければ、これで質疑を終わります。  
                  これで農地転用許可等事務に係る権限移譲について手続きを進める  
                  ことで、ご了承ください。

議長            続きまして（２）当面の日程について事務局の説明を求めます。

事務局次長    当面の日程について説明  
                  ８月２６日の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会がありま  
                  す。参加の依頼がありました。  
                  参加依頼者は４名です。事務局１名出席しますので、３名の出席者  
                  をお願いします。

議長            事務局から説明があり、その中で農地利用最適化推進委員の研修会  
                  がございます。そこで３名の方をお願いしたいということなので、私  
                  からの提案なのですが、まず推進委員の方から杉原 徳夫委員、長谷  
                  川 辰男委員、佐藤 武委員をお願いしたいと思います。どうでし  
                  ょうか。

３番推進委員    農業委員出席しなくても良いのか。

議長            推進委員は出る機会が少ないので、お願いした。  
                  農業委員は出なくてもよいのかということです。

事務局次長    本来は全員出席が望ましいのですが、コロナ禍の現状で、少なく設  
                  定されました。  
                  事務局としては、農業委員・推進委員関係なく、３名の出席を考え  
                  ていました。

議長            農業委員は毎月出席しているの、推進委員をお願いしたい考えで  
                  す。

７番委員        人数は決まっているのですか。

事務局次長    人数は、事務局含めて４名です。

７番委員        出られる方はいらっしゃれますか。私は出られるかどうかわかりま

せん。

3番推進委員 農業委員は出なくてもよい研修か。

事務局次長 研修内容は、座談会の開き方で、特に事例発表とかはありません。

3番推進委員 研修内容を伝達しなければならないではないのか。  
会長か職務代理が出席した方がよい。

4番委員 講師は前回研修の方ではないのか。

事務局次長 そのとおりです。

11番推進委員 前回の講演を聞いたが、内容はこの町には合わないのではないのか。

11番委員 農業委員のほうは毎月集まって忙しいので、推進委員から3人というお話でしたが、推進委員から推進委員だけでいいのかというお話もあったので、農業委員からもだれか1人を出すという形はいかがでしょうか。

議長 農業委員から2人、推進委員から1人という案と農業委員から1人、推進委員から2人という案がありますが、話し合ってくださいか。

9番委員 事務局が1名出られるということで、農業委員が2名、推進委員が1名というのが理想的であると思います。

議長 取りまとめたいと思います。今の意見に対しまして、農業委員が2名、推進委員が1名、事務局が1名ということで進めさせていただきます。本日いる方から2名お願いしたいと思います。推進委員の方から1名お願いします。

(3名決める。)

議長 それでは、農業委員からは9番 仲川委員、10番 星委員にお願いしたいとおもいます。推進委員の方からは杉原委員にお願いしたいと

思います。事務局と合わせて4名でお願いします。ありがとうございました。

議長 続きまして、(2) 次回総会開催日について、事務局の説明を求めます。

事務局次長 次回総会開催日について説明  
参集者は、総会終了後、研修会を開催しますので、農業委員、推進委員を予定しています。

議長 続いて、(4) その他 令和3年度農地パトロールの実施について、事務局の説明を求めます。

事務局員 令和3年度農地パトロールの実施について説明

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。

4番委員 今まで使っていた図面は消したり塗ったりを繰り返して見づらくなっている。そういう点で iPad を利用するなどした方がいいのではないか。

事務局員 iPad で確認すると見やすいので、iPad で現地を確認して、それを図面に起こすというような形がとれば良いと思います。

議長 他になければ、事務局からの報告を終わります。  
続きまして、非農地証明について、事務局より説明してください。

事務局員 非農地証明について説明

議長 事務局の説明が終わりました。  
事務局長補足お願いします。

事務局長 農水省から非農地判断の徹底についてということで、森林の様相をしている農地は積極的に地目変更してくださいということです。  
農業委員会としても現況が農地でないところは外していきたい考えで、

取り組んでいきたいのでご理解いただきたい。

議長 これより質疑を行います。

1 1 番推進委員 農地というのは田んぼだけの対応なのか。

事務局員 農地は田んぼも畑も含んでおり、基本的に農地は守るが、利用しないところについては積極的に外していこうという考え方で、守るべき農地だけを市町村として守っていきましょうということです。農地は田んぼも畑も同じです。

議長 杉を植えたところはどうか。

事務局員 例えば、広い農地があって真ん中が荒れてしまっているとして、その荒れている部分を非農地判定するというわけではなく、そこを耕作してもらうように農業委員会としては指導する必要があると思うのですが、例えば山奥に農地があったが山林化してしまったところについては、申し出があれば農業委員会で現地調査をして、もう農地に戻さないというようなことがあれば非農地判定をして所有者の方に地目を直してもらうという取組みをしていきたいということになります。

議長 委員の皆さんその他ありますか。

1 1 番委員 6月24日に〇〇市で安全衛生教育を受けてきました。受講料は10,500円でした。刈り払い機は以前に比べて便利になった一方で、使い方を間違えると人を傷つけることや、手に障害が起きることがあるという話を聞いた。このような事実を意外と私たちは知らないということを感じたので、農林振興課にお願いがある。近くに会津美里町で講習会があり、〇〇町では年2回講習会を行っている。このような安全講習はたくさんの人に受けてほしい思っている。そこで町の方からもこのような講習会があるという情報を提供して、受けてみてはどうかという呼びかけをしてほしい思っている。またこのような講習会は参加者のお金がかかることなので、農林振興課の方でもケーブルテレビなどを利用して、独自の安全講習を放送してみてもどうかという提案をしたいと思えます。

事務局長 ありがとうございます。そういった情報を得た際には町民の皆さんにもお知らせするように取り組みたいと思います。農機具の取扱いや安全確認など、事故がないようにというお知らせは広報でしていますが、今後も安全を呼び掛けるように取り組んで行きたいと思っています。

9 番委員 以前本年度の水土里事業の協定農地の見直し、取り決めを行うということだったが、具体的にいつからそういった事業をはじめて、各農業委員及び推進委員で各地区の担当を決めて実施していくのか、決まっているなら報告していただきたい。

事務局長 以前そういった話をさせていただいて、来年度以降の水土里事業の計画について、農業委員、推進委員さんに、各集落の話し合いに入ってください、計画づくりのご協力のお願いをいたしました。

まずは5地区ぐらいに説明会を開こうと思っっているのですが、日程は具体的に決まっていません。その説明会を開いてから各集落で話し合いを持ってもらおうと思っております。日程が決まりましたら早めにこの場でお知らせしたいと思っております。来月農業委員会で説明したいと思っっているので早めに計画したいと思っいます。

議長 他にありませんか。なければ、事務局からの報告を終わります。

議長 委員の皆さんより他にありませんか。

議長 他になければ、以上で本日予定されておりました案件は全て終了しました。

議長 これで「第12回西会津町農業委員会総会」を閉じます。お疲れさまでした。

議長 なお、引き続きこの会場で農業委員会互助会総会を行いますので、そのまましばらくお待ちください。